

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定について

現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工性向上のため、下記のとおり運用することとしたのでお知らせします。

記

- 現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては、「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン」を基本とし、構造物の種類、部材の種類と大きさ、鋼材の配筋条件、コンクリートの運搬、打込み、締固め等の作業条件を適切に考慮し、スランプ値を設定するものとする。ただし、コンクリート舗装工、場所打杭等の水中コンクリート及びトンネル覆工を除く一般的な鉄筋コンクリート構造物についてはスランプ値を12cmとすることを標準とする。
- 受注者からのスランプ値の変更協議については、コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき、変更が必要と認められる場合は設計変更の対象とする。
- 平成29年8月15日以降に積算を開始するものから適用。
（単価適用日が29.08.15以降の設計書）